

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター診療材料調達業務公募型プロポーザルの実施について(公告)

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター診療材料調達業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成27年7月24日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 業務の概要

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター診療材料調達業務（以下、「本件業務」という。）

2 プロポーザルの内容

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター診療材料調達業務公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）の実施内容については、新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター診療材料調達業務受託者募集要項（以下、「プロポーザル実施要項」という。）に定めるところによる。

3 プロポーザル実施要項を交付する期間及び場所

(1) 交付期間

平成27年7月24日（金）から平成27年8月7日（金）（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

新潟県立新発田病院 経営課（新潟県新発田市本町1丁目2番8号）

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 単独事業者又は複数事業者のコンソーシアム（共同事業体）であること。ただし、一応募者の代表事業者又は構成事業者が、他の応募者の代表事業者又は構成事業者となることはできない。

(2) 平成27年4月1日現在、新潟県物品入札参加資格者名簿に登録されていること。（コンソーシアムの場合は、少なくとも代表事業者が当該名簿に登録されていること。）

(3) 本業務を受託するに当たり、以下の関係法令に基づく資格等を有していること。（コンソーシアムの場合は、少なくとも代表事業者が該当すること。）

ア 医薬品医療機器等法第39条に規定する高度医療管理機器等の販売業の許可

イ 医薬品医療機器等法第26条に規定する医薬品の卸売一般販売業の許可

ウ 毒物及び劇物取締法第4条の2に規定する毒物及び劇物の一般販売業の登録

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(6) 次のいずれかに該当するものは応募者となることができない。

ア 国税及び地方税を滞納している者。

イ 本県の指名停止基準に該当し、指名停止処分を受けている者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者。

(7) 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3ケ年において12か月以上継続して救命救急センター機能を有する400床以上の病院における診療材料調達業務受託実績を有すること。

(8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害する入札を行った者でないこと。

(9) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要項による。

(2) 提出期限

ア 公募型プロポーザル方式調達業務参加申請書及びコンソーシアム構成表

平成27年8月7日（金）午後5時

イ ア以外の参加資格書類、企画提案書、業務経費見積書

平成27年8月28日（金）午後5時

(3) 提出場所

上記 3 (2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法

直接持参（郵送による提出は認めない。）

6 本プロポーザルに関する質問等

プロポーザル実施要項による。

7 審査及び結果の通知

(1) 審査

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター診療材料調達業務受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答等を総合的に評価し最優秀提案者（第1位交渉権者）及び次点の提案者を特定する。

(2) プレゼンテーション及び質疑応答の実施

参加資格要件の結果通知により案内をした事業者には、提出のあった企画提案書に基づきプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

なお、開催の日時及び場所等については、別途通知する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

ア 契約締結までに、参加資格要件を欠くこととなった場合又は欠くことが判明した場合。

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

ウ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に文書により通知する。

8 契約の締結

(1) 選定委員会が最優秀提案者と決定した提案者と、詳細な業務仕様に関する協議及び契約の締結交渉を行う。

なお、合意した場合は随意契約を締結する。

(2) 最優秀提案者と交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者が契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合又は本提案競技において不正と認められる行為が判明した場合は、次点の提案者と契約の締結交渉を行う。

(3) 次点の提案者とも協議が整わない場合は、本契約は締結しない。

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。

(3) その他詳細は、プロポーザル実施要項及び仕様書のとおりとする。